

議員提出議案第 2 号「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」の本 市の考え方

1. 議員提出議案第 2 号の内容

国民健康保険税について 18 歳までの均等割額の全額免除

- (対象者) 国民健康保険加入全世帯における満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども
 ※減免該当者は世帯主である納税義務者
- (減免割合) 国民健康保険税の均等割額を全額免除
 ※法定軽減に係る軽減の適用がある場合には、軽減後の均等割額を全額免除

2. 現行の制度

(1) 未就学児の国民健康保険税均等割額の軽減措置（令和 4 年 4 月 1 日施行） 政令で定める基準に従い青森市市税条例で定めたもの

- (対象者) 国民健康保険加入全世帯における小学校に入学する前の子ども
- (軽減割合) 国民健康保険税の均等割額の 5 割を軽減
 ※法定軽減の適用がある場合には、法定軽減後の均等割額の 5 割

(保険税減収分に係る財政支援)

国：2分の1 県：4分の1 市：4分の1

※市負担分は、地方交付税措置により全額補填

法定軽減 ①	自己負担割合 ②	軽減割合 (法定軽減後) ③ (②×1/2)	軽減合計 (①+③)	自己負担割合 (②-③)
軽減なし	10割	5割軽減	5割軽減	5割
7割軽減	3割	1.5割軽減	8.5割軽減	1.5割
5割軽減	5割	2.5割軽減	7.5割軽減	2.5割
2割軽減	8割	4割軽減	6割軽減	4割

(2) 軽減実施状況

- (対象者) 976人 ※令和 4 年 10 月 31 日時点
- (軽減額) 6,703,577円

3. 本市の考え方

- 予算を伴う条例については、地方自治法第222条第1項において「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」と制限規定が設けられている。これは、議会の議員が提出する条例案その他の案件については、直接に適用されるものではないが、議員提案の案件についても、本条の趣旨を尊重して運営されるべきである旨、国からの通知に示されているところであり、市長部局に協議もなく、予算を伴う条例案を予算の見通しもないまま提案することは、法の趣旨に合致しないもの。
- 令和4年第3回定例会においては、議員提出議案の「子どもに係る国民健康保険税の均等割額軽減措置の対象拡大を求める意見書」が全会一致で可決され、令和4年9月29日付けで、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び衆・参議院議長へ提出いただいたところ。
- 国民健康保険税の子どもに係る均等割額軽減の対象年齢及び軽減割合の拡大については、令和4年5月20日に中核市市長会、同年6月30日及び11月30日には全国市長会を通して、国に対して要望したところ。
- 国では、子ども関連予算を増額し、本年3月末をめどに政策のたたき台を作成すること。



本市としては、国の責任において制度を拡充すべきと考えており、市単独で対象年齢及び軽減割合を拡充する考えはない。